

○ 財務省告示第百三十六号
平成二十七年三月九日より告示に発行した事務取扱規則
國庫短期財務証券（五百十六回）
件等を次のとおり告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省

令二年四月九日
件六号
政六号
府資金調達事務取扱規則
告示第十一項の規定に依り告示する。

の法律発行の名称及び根拠

の法律発行の名称及び根拠

の法律発行の名称及び根拠

四
發行方法

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によく競争は受けけるも日本銀行の
も加、と行「債に付けるも日本銀行の」といふ。
の者財同「といふ」に付けるも日本銀行のとし。
にご務時「といふ」に付けるも日本銀行のとし。
よと大に「といふ」に付けるも日本銀行のとし。
るに臣行「以下札わする」の規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 四 八 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 十 兆	面 三 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 四 五 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 万 額	応 額 市 ° ら み	競 市
	二 三 四	募 の 場 そ の	入 場
	十 千 百	額 範 特 の う	札 特
	億 五 七	を 囲 別 応 ち	發 別
	四 百 十	割 内 参 募 応	行 參
	十 五 九	り に 加 額 募	「 加
	四 十 億	当 お 者 を 價	と 者
	万 円 三 千	て い ご 順 格	い う
	七 百	る て と 次 の	第
		。 各 の 割 高	。 I
		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 期 限	入 債 競	債 第 I	札 格 競 加 場	格 行 競 爭 格
平 成 二 十 七 年 三 月 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 支 金 額 と 百 円 に う 、 期 六 月 八 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 を 百 円 支 付 は 還 に う 、 つ 。 そ が き の 百 円 業 業 日 に	償 當 し と 償 七 年 年 六 月 八 百 翌 休 業 業 日 に	た だ し 、 七 年 と 百 五 毛 に つ が 八 行 日 業 業 日 に	平 成 大 額 九 額 百 五 毛 に 以 上 き の 九 十 一 れ 九 ぞ れ 九	額 面 募 金 額 厘 円 毛 つ 上 き の 九 十 一 れ 九 ぞ れ 九	す 成 。整 數又 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿

額の十額 平す額の振
面応九面 成るの記替
金募錢金 二。整載法
額価九額 十数又の
百格厘百 七倍は規
円五円 年の記定
に毛に 三年金録に
につ 月額はよ
つき 九月に、る
百円の 三十日よ最振
業業日 一毛る低替
にに ゾ円も額口
にに ゾ円の面座
にに ゾ円と金簿